

# 控訴審第2回裁判のご報告

令和2年9月23日  
原発被害救済千葉県弁護士事務局

## 1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

### (1) 当弁護士が提出した主張書面や証拠

★第2準備書面(一審被告国の控訴答弁書中、第4の「使用開始後の原子力施設に関する司法審査も、その性質上、①具体的審査基準の合理性の検討と②その基準を当てはめた判断過程における過誤・欠落の有無の検討という二段階の審査とならざるをえない」との主張が誤りであること)

#### ○概要

- ① 国は、使用後の原子炉施設の安全性に関する司法審査も、㊦具体的審査基準の合理性の検討と、㊧その基準を当てはめた判断過程における過誤・欠落の有無の検討という二段階の審査にならざるを得ない、と主張し、上記㊦の具体的な審査基準につき、事実上、津波評価技術と同様の考え方を採用した、と主張する。

しかし、津波評価技術は、原子炉施設の安全性の際に参照されるべき「学協会規格」としての適格性を備えていない。

- ② 伊方原発における最高裁判決は、規制行政庁の判断を一定の範囲で尊重する実質的な理由として、規制行政庁の判断が「各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の科学的・専門技術的知見に基づく意見を尊重して」行われることを重視している。

保安院が「長期評価」の地震学上の客観的かつ合理的根拠の有無について判断した2002年8月対応においては、専門家による調査審議を前提とすることなく、保安院の担当者による「しろうと判断」がなされているのである。

伊方原発における最高裁の判断を、本件に援用する前提を欠いている。

★第3準備書面(一審被告国の控訴答弁書中、第2第3の「原子力発電は、重要な社会電力インフラであり、社会的有用性を当然の前提にして、『相対的安全性』に立って規制している」との主張が誤りであること)

#### ○概要

- ① 国は、原子力発電事業の社会的有用性を当然の前提にして、放射性物質を取り扱う原子力発電の特質に鑑み、そのリスクを適切に管理するという基本的な考え方ないし枠組み、相対的安全性に立って規制している、と主張する。

- ② 国は、「原子力発電事業の社会的有用性」を主張するが、福島第一原発は「利益」を生み出してはいない。生み出したのは「損失」である。

また、国は、本件原発事故前の原発訴訟において、「相対的安全性」などを主張したことは一切なかった。

全電源喪失・炉心溶解事故の可能性を認識したのであるから、東電が、格段に高度の安全性を確保するために不断の努力を行う事業者であれば津波対策を行ったであろうし、国は行わせたはずである。しかし、東電は津波対策をせず、

国は津波対策を立てるよう規制権限を行使しなかった。

#### ★第4準備書面(一審被告国の控訴答弁書に対する反論)

##### ○概要

- ① 専門技術的事項に関して行政庁に裁量が認められる実質的な理由まで遡れば、原子炉施設が地震等に対して有すべき安全性に関する規制権限について、経済産業大臣及び原子力安全保安院に認められる裁量の余地はほとんどない。

原発事故回避のための安全規制に複数の専門領域の知見の統合が求められる場合には、各専門領域の専門家が原発事故の発生を予見できないのは当然であり、原子力事業者及び規制庁こそが関連する複数の専門領域の知見を統合して、原子炉施設への安全規制・防護措置の要否を予見する必要がある。

- ② 2002年「長期評価」の公表以前から、原子炉施設の敷地高さを超える津波の襲来があった場合には、非常用電源設備等が被水して機能を喪失し全交流電源喪失から重大事故が発生する可能性があることは、東電も国も十分に認識できたのであり、現に認識していた。
- ③ 2002年「長期評価」は、1896年明治三陸地震と同様の地震は三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発生する可能性がある、と想定した。福島地裁判決は、2002年「長期評価」につき、法律上の根拠に基づき設置された会議において、専門家の議論を経て作成されたものであって、その会議の設置の目的にも照らせば、「規制権限の行使を義務づける程度に客観的かつ合理的根拠を有する科学的知見」であると認められる、と判示している。

また、福島地裁判決は、中央防災会議につき、時間的・財政的制約のもとで広域的かつ一般的な防災対策を対象とするもので、福島県沖海溝沿い領域を検討対象から除外したとしても、原子力発電所の津波対策においても福島県沖海溝沿い領域の地震を想定しなくてもよいということになるものでなく、中央防災会議の報告によって「長期評価」の信頼性が否定されるものではない、とも判示している。

「長期評価」の意義は、過去の地震の知見を集約し、専門家の議論を経て将来の地震の長期的な予測がとりまとめられたことにある。地震本部の各専門家は、「長期評価」が防災対策の前提となることを理解していた。

専門家の集団的な議論を経て、1896年明治三陸地震・1611年慶長三陸地震・1677年延宝房総沖地震の3つの津波地震が発生したことを、2002年「長期評価」において、確認された。異論が取り上げられ、検討されたうえで根拠をもって退けられた。この信頼性は高い。

地震調査研究推進本部・海溝型分科会において、陸寄りとは区別して日本海溝寄りを1つの領域とする2002年「長期評価」の領域区分を、妥当と判断した。海溝型分科会は、プレート境界の形状についても十分に議論し、海溝寄りとは陸寄りの領域を分けるという結論に至った。この領域分けは、合理的であり妥当である。

2002年「長期評価」の発生領域の評価の信頼度が「C(やや低い)」の意味は、その領域内のどこかで地震が起こることは確実に分かっているが、その領域内のどこで起きるかが分からないということであって、その領域内で起こらないということの意味するものではない。発生確率の信頼度が「C(やや低い)」とされているのは、明治三陸地震の震源域の位置が南北については厳密に定まらない

ことによるものである。発生規模の評価の信頼度が「A(高い)」である意味は、想定地震と同様な地震が3回以上発生し、過去の地震から想定規模を推定でき、地震データの数が比較的多く、規模の信頼度は高いということである。

2002年「長期評価」公表以降も、「長期評価」の地震想定がその後の改訂を通じて確認・維持されており、信頼性が確認されている。

国が援用する地震学者等の意見書によって「長期評価」の信頼性が否定されるものではない。佐竹氏以外の専門家の意見は、いずれも反対尋問による信用性の確認も、意見書の内容が持つ微妙なニュアンスの確認も経ていない。上記意見書は、「長期評価」の論拠について慎重な検討を経ずに不十分な認識を下にして疑義を呈しているものがあったり、津波工学の専門家であり理学としての地震学上の専門的な知見を有するものではないものもある。

- ④ 「津波評価技術」の既往最大の想定による対応で足りるとして「想定される最大規模の津波」に対する考慮を怠った経済産業大臣の対応は、著しく合理性を欠く。

「津波評価技術」は、地震学の最新の知見を踏まえて将来想定される地震について、検討することを目的としていない。波源モデルの設定については、「長期評価」こそが優れた知見であることは、佐竹証言によっても確認された。国や東電が「津波評価技術」に「波源の設定」の正当化まで求めることは、「津波評価技術」の目的を逸脱している。

**★第5準備書面(一審被告国の第1準備書面・第2(判断枠組みと調査義務)に対する反論—設置許可自体の違法性が問われた取消訴訟である伊方最判の判断は、運転段階において想定津波に対する規制の怠りを理由に国賠法による事後救済を求める本件には妥当しないこと—)**

○概要

- ① 伊方最判は、原子炉施設の設置許可処分に対して、将来の法益侵害のおそれに基づいて同処分の取消が認められた行政訴訟である。  
これに対し、本件は、実際に事故によって損害が発生したことを前提として、事後救済を求める国賠訴訟である。伊方最判と本件では、違法性が問われる場面が全く異なる。
- ② 伊方最判の事案では、原子炉施設の「存在を許すか否か」が問われていた。  
これに対し、本件は、原子炉施設の存在を前提に、その「運転中における技術基準への適合性への確保」が問われている。求められる防護措置(建屋と運水密化)の負担も、本件では大きなものではない。
- ③ 保安院による「長期評価」の津波地震の想定についての判断は、専門家による調査審議及び判断に基づいてなされていない。専門家による調査審議及び判断を経なければ、「長期評価の見解」を裏付ける科学的根拠が存在するかどうかの判断自体、つかないはずである。
- ④ 「長期評価」は地震学の専門的知見についての判断である。保安院自体は、組織的にも地震学について専門的な知見を有するものではない。  
地震学者等の専門家による調査審議及び判断に基づくものでない限り、保安院に専門技術的裁量は認められない。

**★第6準備書面(一審被告国の第1準備書面(予見可能性に関する統一準備書面)が誤った事実で立脚していること—主に今村文彦証人尋問結果に基づいた反論)**

## ○概要

- ① 「津波評価技術」を策定した第1期津波評価部会では、個別の地震について検討されておらず、福島県沖日本海溝寄りにおいて将来地震が発生するかどうかについて、議論すらしていない。このことは、今村文彦証人の尋問によって明確となった。
- ② 国は、「長期評価」公表後である2003年「垣見マップ」の論文が「長期評価の見解」を参考文献にすら掲げていないことを理由に、「長期評価の見解」の学術的意義を否定している。  
しかし、「垣見マップ」が雑誌に投稿された時点では、「長期評価」は公表どころか完成すらしていなかった。日本海溝沿いの「垣見マップ」の領域分けは、1994年時点での知見に基づいている。
- ③ 今村証人は、2002年「長期評価」の信頼性に疑義を呈している。しかし、今村証人は、地震学の専門家ではなく、海溝型分科会の議事録も読んでおらず、「議論に参加していないのでコメントできない」と述べていた。  
2008年の土木学会のアンケートにおいても、日本海溝寄りのどこでも津波地震が発生するとの選択肢が全体での重み付けで54%となっていること等、2002年「長期評価」の判断は、専門家によって広く賛同されていた。

## ★第7準備書面(「長期評価」の津波地震想定は客観的かつ合理的根拠を有するものであり原子炉施設の安全規制において考慮されるべきであったこと)

### ○概要

- ① 原子炉の安全規制に際しては、万が一にも深刻な災害が起こらないようにするための最新の科学・技術水準への即応が求められる。確立した知見に限らず、客観的かつ合理的根拠のある地震学上の知見については、これを全て安全規制に取り入れる必要がある。  
その判断に際しては、地震学により理学的な判断が尊重されるべきものであるため、保安院に広範な裁量が認められるべきものではない。保安院は、地震学の専門的知見を有するものとはいえず、地震学者の参加する審議会等における検証の機会が確保されない状態だからである。
- ② 国は、津波地震の発生メカニズムの解明・波源モデルの詳細な解明がない限り、将来における地震の想定はできない、としている。これは、実質的には「既往最大」の考え方に退行するに等しい。原子炉施設において高度な安全性が確保されるべきとしている法の趣旨に沿わないものである。  
「長期評価」の津波地震についての判断が客観的かつ合理的根拠を有するものか否かを検討するに際しては、「長期評価」の津波地震についての判断が「地震の発生領域」・「地震の規模」・「震源域」によって構成されていることを踏まえ、これらの個別の判断ごとに客観的かつ合理的根拠が認められるか否かを分析的に検討する必要がある。「長期評価」は、いずれも地震学上の十分な合理的根拠を有している。

## ★第8準備書面(「長期評価」の津波地震想定のうち特に領域設定について客観的かつ具体的で合理的な根拠があり、これに対する一審被告国第1準備書面(予見可能性の統一準備書面)における上記各根拠を否定する主張が理由のないものであること)

### ○概要

- ① 「長期評価」の津波地震の想定は、日本海溝が南北を通じてプレート境界の構造が同じであることに基づいて、「日本海溝寄りのどこでも津波地震が起こり得る」と判断したものである。この判断には、地震学上の客観的かつ合理的根拠が認められる。
- ② 津波地震の発生メカニズムについて、「三陸沖の海溝寄りの領域のような、特殊な海底構造」と関連づける説明は、仮説に留まり、地震の長期的な評価の基礎に据えるだけの信頼性が認められない。したがって、この説明を領域区分の基礎に取り入れなかった「長期評価」の判断は、合理性が認められる。  
「長期評価」公表後、1677年延宝房総沖地震について、知見が進展した。この進展により、(付加体が存在しない)福島沖を含む日本海溝南部においても津波地震が発生し得るとの「長期評価」の津波地震の想定が、改めて確認された。

★第9準備書面(一審被告国の第1準備書面(予見可能性の統一準備書面)の第5等に対する反論—保安院が「長期評価」公表直後に客観的かつ合理的根拠についての確認を怠りかつ本件事故に至るまでその検証を怠ったことが著しく合理性を欠くこと)

○概要

- ① 国は、「長期評価」公表直後、東電に「長期評価」の津波地震の想定根拠の確認を求め、調査義務を尽くしたと主張する。  
しかし、2002年8月保安院対応(保安院が、「長期評価」の公表直後に自らは専門的な調査・検討を行うことなく、東電に「長期評価」の根拠を調べさせ、かつその誤った報告に基づいて、「長期評価」を決定論としては考慮しないとの東電の方針を承認した対応)は、原子炉施設の津波に対する安全確保のための規制権限行使に際して求められる調査義務を尽くしたとはいえない。
- ② 2002年8月以降本件事故に至るまでの8年半以上の長期にわたり、保安院としては、原子炉施設の安全規制に関して「長期評価」の津波地震の想定を全く視野から外して、検討の対象として認識することもなかった。保安院の対応は、高度な安全性が求められる原子炉施設についての規制権限行使のあり方として、著しく合理性を欠く。

★第10準備書面(一審被告東京電力共通準備書面(1)に対する反論)

○概要

- ① 自主避難等対象区域においても、低線量被ばく健康リスクはある。平穏な日常生活は、避難をすれば、それだけで失われるものである。避難区域がどこであろうと、平穏な生活が害されたという意味での権利侵害は存在し、避難生活やふるさと喪失・変容した精神的苦痛は感じている。
- ② 当事者の合理的意思解釈として、財産的損害についての支払が慰謝料に充当されること、逆に慰謝料の支払が財産的損害に充当されることが予定されておらず、そのような充当は認められない。避難慰謝料とふるさと喪失慰謝料それぞれに対する既払金も、区別して充当されるべきである。  
東電は、既払金について世帯内での融通・充当が認められるべき、と主張する。世帯のうちの1名が賠償金の支払を代表して受けているとしても、他の構成員から同代表者に与えられているのはあくまで賠償金の受領権限に過ぎず、各構成員がもつ賠償金の請求権限まで付与されていたなどと意思解釈することは

できない。

- ③ 中間指針が最低限の賠償基準を定めたことは、議事録から明らかである。福島の社会的・経済的活動は、事故前のように再開しているわけではない、その営みのあり方も変容している。ふるさと喪失慰謝料は精神的苦痛の程度であり、主観が考慮されるべきことはある意味当然である。受忍限度を超えた権利侵害にさらされる状態を回避するために、一審原告らは避難した。避難区域の内外で違いはない。

#### ★第11準備書面(既払い金の充当方法について)

##### ○概要

- ① 一審原告と東電との間では、損害項目と金額を明示した合意書を取り交わしており、どの損害項目の弁済に充当するかについて、その都度合意している事実が認められる。  
東電は、財産的損害の各項目の弁済として支払った金額を、一審原告らの本訴請求に係る精神的損害の賠償に流用できない。他の損害項目の弁済に流用しない合意が、認められる。
- ② 東電は、既に支払った賠償金の充当に関し、世帯の構成員全員の損害に填補されるべきと主張する。  
しかし、直接請求においてもADRにおいても、個人ごとの賠償として弁済されているのであり、「世帯」を単位として弁済がなされたことはない。世帯内融通を認めると、同一世帯でも一審原告になっていない者がいる場合において、一審原告以外の者への弁済額をもって弁済の抗弁と主張することになるが、そのような主張を許せば、訴訟当事者外の者の利害が発生し、訴訟手続の混乱を招く。

#### ★提出した主な証拠

松山地裁判決、今村文彦証人尋問調書、阿部勝征氏の供述調書、前田憲二証人尋問調書、川原修司氏の供述調書、名倉繁樹証人尋問調書

### (2) 一審被告東京電力が提出した主張書面や証拠

附帯控訴状に対する控訴答弁書のみです。

### (3) 被告国が提出した主張書面や証拠

#### ★第2準備書面

##### ○概要

- ① 「長期評価の見解」の公表後、地震本部内においても、「長期評価の見解」により示された三陸沖から房総沖にかけての日本海溝沿い全域における津波地震の発生可能性という知見は、確率論的ハザード解析の基礎資料として取り扱われていた。  
しかし、地震発生確率を評価する上での過程として取り入れた震源断層等に関する知見は、決定論的ハザード解析の基礎資料としては取り扱われていなかった。
- ② 「長期評価の見解」公表直後の平成14年8月、日本地震学会会長等を務めていた大竹政和東北大学名誉教授は、地震本部地震調査委員会委員長に対し、

二度にわたり、「長期評価の見解」の理学的根拠をただすとともに、同年7月の長期評価が他の長期評価に比べて格段に高い不確実性をもつと指摘した。その上で、その旨を長期評価の評価文に明記するよう求めるなど、不確実性の高い長期評価結果をそのまま「全国を概観した地震動予測地図」に反映させるのは危険であると警鐘を鳴らした。

地震本部は、大竹教授の上記指摘等を受け、長期評価の評価文の一部を修正するとともに、不確実性の高い長期評価結果を「全国を概観した地震動予測地図」に取り込む際の検討課題と認識して検討するとの意向を示した。現に、地震本部は、その後、「長期評価の見解」を確率論的にのみ取り扱い、決定論的ハザード解析の基礎資料に用いなかった。

### ★第3準備書面

#### ○概要

- ① 伊方原発訴訟最高裁判決が示す枠組み、すなわち、国賠法上の違法性が主張されている各時点の科学的技術水準に照らし、㊦使用開始後の原子炉施設に関して用いられた安全性の審査又は判断の基準に不合理な点があるか否か、㊧当該原子炉施設がその基準に適合するとした原子力規制機関の判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否かを、判断代置審査ではなく、判断過程審査の手法で判断する枠組みを用いるべきである。
- ② 名古屋地裁判決は、「予見可能性」の概念を、規範的評価を離れた「主観的な認識可能性としての予見可能性」という意味で用いているものの、実質的に見れば、上記㊦と㊧の二段階審査の手法にのっとり結論を導いており、正当である。

### ★第4準備書面

#### ○概要

- ① 東電が行った平成20年試算は、規制側から、「長期評価の見解」を決定論的に取り扱うよう要求された場合に備えた東電の検討の一環であった。  
この検討は、「長期評価の見解」につき科学的知見による裏付けが上積みされたことによるものではなかった。「長期評価の見解」等を踏まえた決定論的手法(津波評価技術)の改訂が試みられていたものの、そのための検討の途上であった。地震・津波の専門家を含めた改訂に向けた検討も、「長期評価の見解」をそのまま決定論に取り込む形ではない方向で波源を検討する方向に議論が進んでいた。  
これらの経緯は、国の従前の主張の正しさを補強するものである。
- ② 高尾氏(東電土木調査グループ課長)は、東電役員刑事事件において、「長期評価の見解」を決定論的に取り扱うべきであると考えていた、と証言した。しかし、原子力規制機関の規制判断は、客観的評価によって行われるべきものであって、個人や事業者の主観的評価によって左右されるものではない。
- ③ 国は、確率論的手法の確立を進める一方で、従来からの決定論的手法による安全規制活動についても、新たに得られる知見や技術の進歩等を踏まえ、安全性や合理性の向上を図るべく、様々な取組を行ってきた。国も、決定論的手法による規制活動の見直しに備えていたものの、本件事故までの間に、その見直しができるだけの状況に至らなかったのである。

**★その他提出した書面**  
証人尋問に対する意見書

**★提出した主な証拠**  
津波に関する評価の検討について(地震本部地震調査委員会作成), 名古屋地  
裁判決, 茨城沿岸津波浸水想定検討委員会(茨城県ホームページ), 金戸俊道氏  
・安中正氏・西村功氏・名倉繁樹氏の各証人尋問調書

## 2 弁護団員による意見陳述

## 3 今後の裁判の日程

第3回口頭弁論期日  
第4回口頭弁論期日

令和2年11月20日(金)14時  
令和3年1月22日(金)14時

以 上